

作業基準

目次

- 第1章 目的
- 第2章 作業体制
- 第3章 危険物等の取扱い
- 第4章 乗下船作業
- 第5章 旅客の遵守事項等の周知

大分第一ホーバードライブ株式会社

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、大分港－大分空港航路その他の弊社運航航路の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

第2章 作業体制

(作業体制)

第2条 運航管理者（運航管理者代行を含む。本基準において以下同様。）又は運航管理補助者は、陸上作業指揮者を指揮して陸上において、乗船待機中の旅客の誘導、乗下船する旅客の誘導、船舶の発着時における諸作業を実施する。

2 船長は、船内作業指揮者を指揮して、船舶上における乗下船する旅客の誘導、発着時における諸作業を実施する。

3 乗組員以外の者が船内で作業に従事する場合は、船内作業指揮者の指揮を受けるものとする。

4 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、作業現場にあつては、腕章等の所定の標識を付け、その所在を明確にしておくものとする。

5 作業員の配置は、次の区分による。

(1) 大分港

① 陸上作業

陸上作業指揮者	(指揮及び船舶の入港時の誘導、タラップの操作及び乗下船する旅客の誘導)
---------	-------------------------------------

陸上作業員	(タラップの操作、乗下船する旅客の誘導)
-------	----------------------

陸上作業員	(乗船待機中及び乗下船する旅客の誘導)
-------	---------------------

陸上作業員	(乗船待機中の旅客の誘導)
-------	---------------

② 船内作業

船内作業指揮者	(指揮及び乗下船する旅客の誘導)
---------	------------------

船内作業員	(乗下船する旅客の誘導)
-------	--------------

(2) 大分空港

① 陸上作業

陸上作業指揮者	(指揮及び船舶の入港時の誘導、タラップの操作及び乗下船する旅客の誘導、陸上作業責任者兼務)
---------	---

陸上作業員	(タラップの操作、乗下船する旅客の誘導)
-------	----------------------

- | | |
|---------|---------------------|
| 陸上作業員 | (乗船待機中及び乗下船する旅客の誘導) |
| ② 船内作業 | |
| 船内作業指揮者 | (指揮及び乗下船する旅客の誘導) |
| 船内作業員 | (乗下船する旅客の誘導) |

(陸上作業指揮者の所掌)

第3条 陸上作業指揮者は、運航管理者又は運航管理補助者の命を受け、陸上作業員を指揮して陸上における次の作業を実施する。

- (1) 乗船待機中の旅客の整理
- (2) 乗下船する旅客の誘導
- (3) 旅客の乗下船用施設等の操作
- (4) その他旅客の乗下船に関する作業

(船内作業指揮者の所掌)

第4条 船内作業指揮者は、船長の命を受け、船内作業員を指揮して船舶上における次の作業を行う。

- (1) 旅客の乗下船時の誘導
- (2) 旅客の乗下船用施設の操作
- (3) その他旅客の乗下船に関する作業

第3章 危険物等の取扱い

(危険物等の取扱い)

第5条 危険物の取扱いは、運航管理者の指示に従い、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令の定めるところにより行うものとする。

- 2 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いについては、運航管理者の指示に従い、運送を拒絶するか又は一定の条件をつけて運送を引き受けるものとする。
- 3 陸上作業指揮者又は船内作業指揮者は、旅客の手荷物、小荷物その他の物品が前2項の物品に該当するおそれがあると認めるときは、運航管理者又は船長の指示を受けて運送申込人の立合いのもとに点検し、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 船長及び陸上作業指揮者は前3項の措置を講じたときは、直ちに、その状況を運航管理者（運航管理補助者を經由することを含む）に報告するものとする。

第4章 乗下船作業

（乗船待ちの旅客の整理）

第6条 陸上作業員は、乗船待ちの旅客が船舶の発着作業等により危害を受けないよう、待合所等所定の場所に整理し待機させる等安全の確保に努める。

（乗船準備作業）

第7条 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、旅客の乗船作業に関し十分な打合せを行い、各作業員に乗船作業開始時刻を周知する。原則として浮揚15分前から乗船準備作業を開始する。

2 乗船作業開始時刻になったときは、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者はそれぞれの作業員を配置してタラップの準備等乗船準備を開始する。

3 船内作業指揮者は、タラップ等が確実に設置され乗船準備が完了したことを確認した後、陸上作業指揮者及び船内作業員に乗船開始の合図をする。

（旅客の乗船）

第8条 陸上作業指揮者は、船内作業指揮者の乗船開始の合図を受けた後、陸上作業員に旅客の乗船を開始するよう指示する。旅客の乗船は、原則として浮揚の10分前とする。

2 陸上作業員は旅客を乗船口に誘導する。

3 船内作業員は、旅客を乗船口から船内に誘導する。

4 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、乗船旅客数（無料幼児を含む。）を把握し、旅客定員を超えていないことを確認する。

（発航準備作業）

第9条 陸上作業指揮者は、旅客の乗船が終了したときは、陸上作業員にタラップ収納、乗船口を閉鎖させ船内作業指揮者にその旨を報告する。

2 船内作業指揮者は、前各号の作業が終了したときは、速やかに乗船旅客数を運航管理者（運航管理補助者を含む。）及び船長に報告する。

（発航作業）

第10条 陸上作業指揮者は、発航準備作業完了後、適切な時期に発航を放送させる（発航ベルを鳴らす）とともに、見送り人等が発航作業により危害を受けないよう退避させ、駐機場の状況が発航に支障ないことを確認して、その旨を船内作業指揮者に連絡し、自らも駐機場から退避する。

2 船長は、すべての発航準備作業が完了したことを確認したならば、他の船舶の動静

その他周囲の状況が発航に支障のないことを確認のうえ、慎重に浮揚、出港する。

(船内巡視)

第 11 条 船内巡視の目的は船内を巡回することにより事故の発生を未然に防止するとともに、既に発生しつつある事故に対しては、早期に発見して適切な処置をとることであり、船内作業員は、発航準備作業完了後、船内巡視員として船内巡視を実施してから操縦室へ入る。また、到着して旅客の下船完了後にも船内巡視を実施する。

- 2 船内巡視員は、異常の有無（安全確保上改善を必要とする事項がある場合は当該事項を含む。）を船長に報告し、巡視結果を巡視記録簿に記録する。

(到着準備作業)

第 12 条 運航管理者（運航管理補助者を含む）は、船長から到着前の最終定点航過連絡を受けたならば陸上作業指揮者に対し到着準備作業の開始を指示する。

- 2 陸上作業員は、船舶の到着時刻 5 分前までにタラップの架設等に必要な配置につく等、到着準備を行う。

(到着作業)

第 13 条 船舶の入港時、誘導員以外の陸上作業員は、船舶が到着して停止するまでは駐機場に立ち入ってはならない。到着作業に陸上作業員の助力を船長が求める場合は、この限りではない。

- 2 船長は、船内放送等により到着時の衝撃による旅客の転倒事故を防止するため、旅客へ着席状態の維持を指示する。

(駐機中の保安)

第 14 条 船長及び運航管理者（運航管理補助者を含む）は、駐機中、旅客の安全に支障のないようタラップの保安に十分留意する。

(下船作業)

第 15 条 船長は、船体及び機関が完全に停止したことを確認したときは、その旨陸上作業指揮者及び船内作業指揮者に合図し、下船のために必要な作業（タラップの架設等）の開始を指示する。

- 2 船内作業員は、陸上作業員と協力してタラップを架設し、架設完了を確認した後、旅客を誘導して下船させる。
- 3 陸上作業指揮者は船内作業指揮者から旅客の下船が完了した旨の連絡を受けた後、タラップの通行を遮断する。
- 4 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、旅客の下船が完了したときは、その旨及び異常の有無をそれぞれ運航管理者（運航管理補助者を經由することを含む）及び船長に報告する。

第5章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知)

第16条 運航管理者又は運航管理補助者は、乗船待ちの旅客に対して次の事項を放送及び掲示等により周知しなければならない。周知事項の掲示は旅客待合所又は駐機場とする。

- (1) 旅客は、乗下船時、係員の誘導に従うこと。
- (2) 船内においては、船長その他の乗組員の指示に従うこと。
- (3) 船内においては、他人に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。
- (4) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項。(臨時に周知事項が生じた場合の当該事項を含む。)

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

第17条 船長は、旅客が乗船している間適宜の時間に次の事項を放送等(ビデオ放送その他の方法を含む。)により周知しなければならない。

- (1) 旅客の禁止行為が掲示されている場所及びその主要事項
- (2) 救命胴衣の格納場所、着用方法
- (3) 非常の際の避難要領(非常信号、避難経路等)
- (4) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報
- (5) 航行中におけるシートベルトの着用
- (6) 下船及び非常の際は、係員の指示に従うこと。
- (7) その他旅客が遵守すべき事項

2 船長は、船内の見やすい場所に前項各号の事項を掲示しておかなければならない。

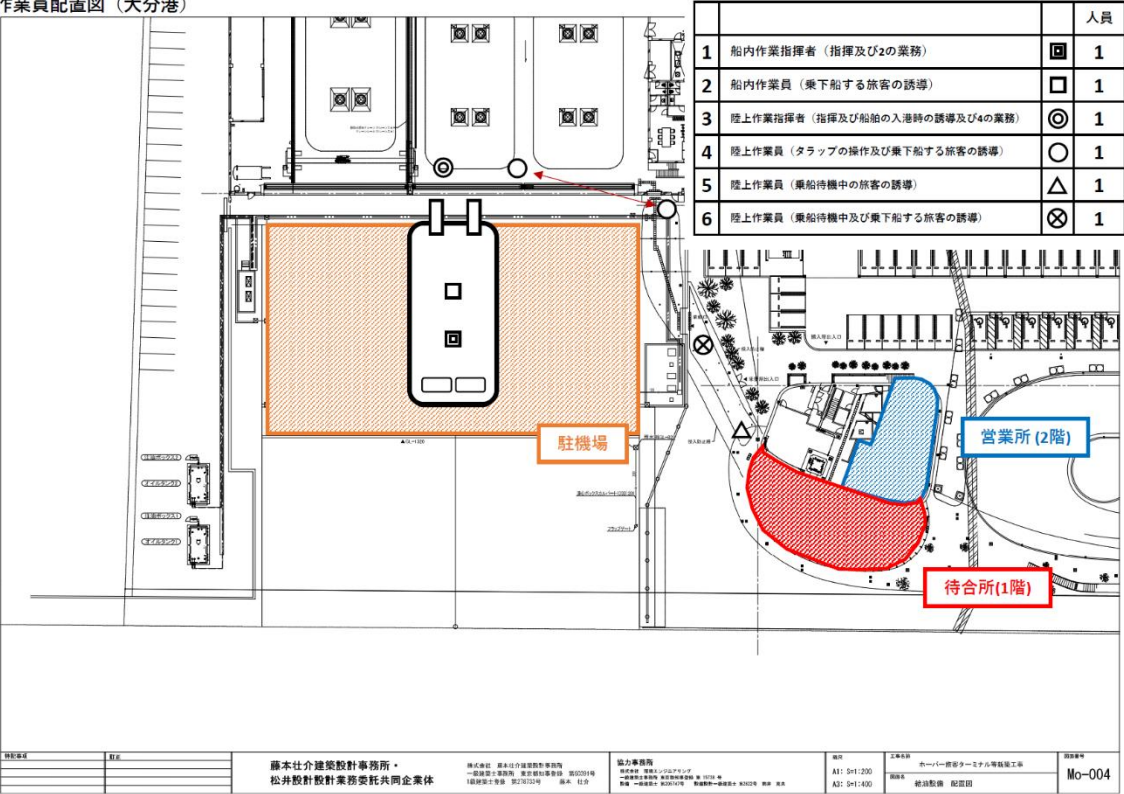
附則

この基準は令和6年11月20日より実施する。

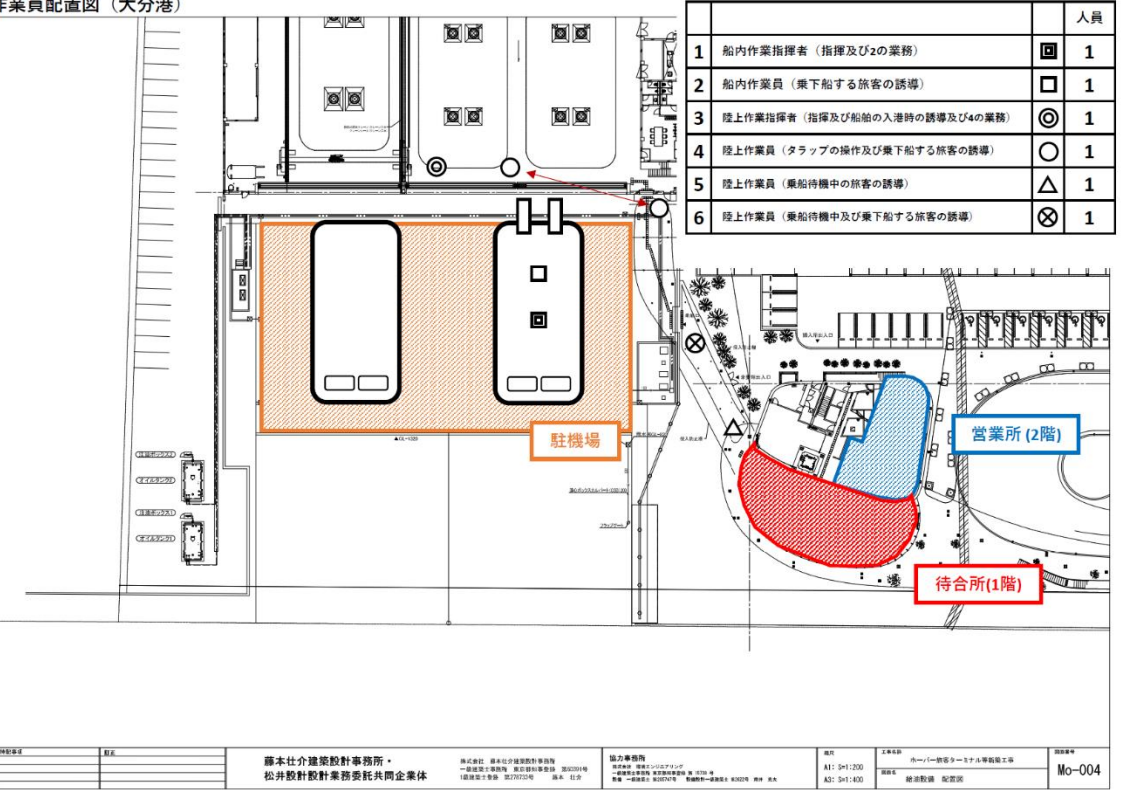
令和 年 月 日 改訂

作業員配置図（大分港及び大分空港） 添付

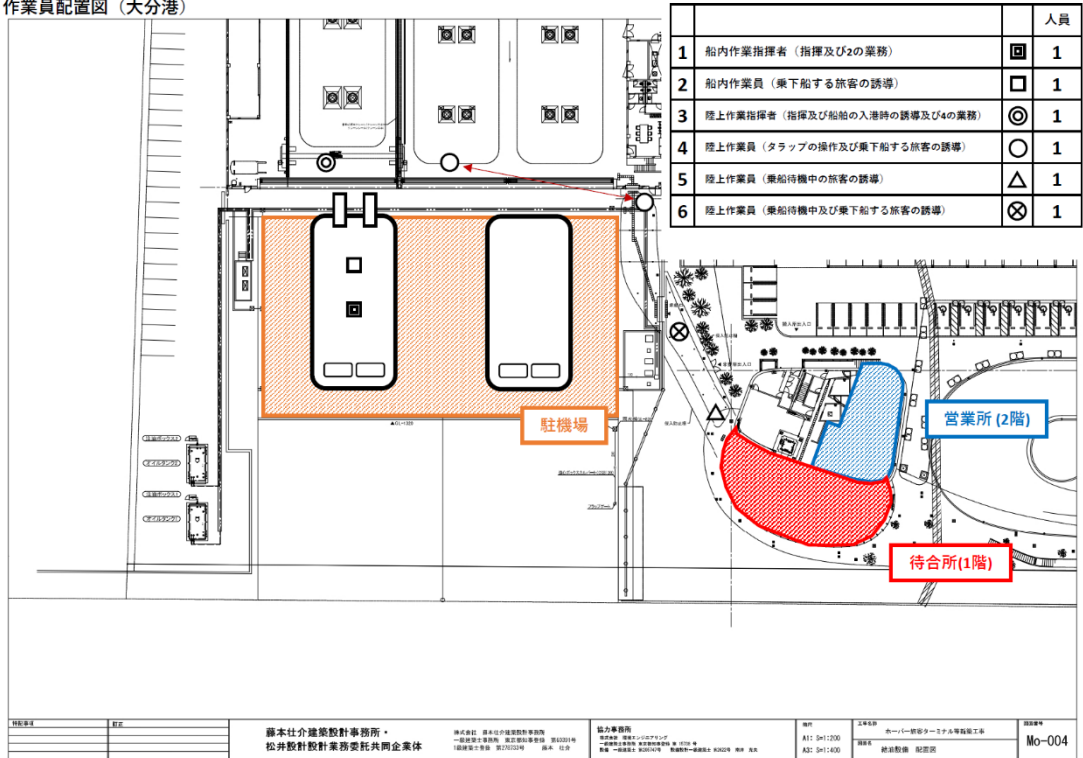
21 作業員配置図（大分港）



21 作業員配置図（大分港）



21 作業員配置図（大分港）



21 作業員配置図（大分空港）

